

平成29年5月17日
公益財団法人東京観光財団

平成29年度「&TOKYO」共同企画商品開発 募集要項

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立を図るため、「東京のブランディング戦略」を策定し、東京ブランドの浸透を目的としたブランディング事業を推進しています。

本事業は、国内において東京ブランドの普及・浸透を目指すロゴ・キャッチコピー『&TOKYO』（以下「ロゴ」という。）を効果的かつ魅力的に活用した商品を企画・開発いただける民間事業者様を募集し、一丸となって東京ブランドの確立を目指す取組です。

応募に際しましては、東京ブランド公式サイト（以下「公式サイト」という。）をご参照の上、東京ブランド及び本事業の趣旨についてご理解いただけますようお願いいたします。

<公式サイト URL : <http://andtokyo.jp/>>

2 概要

今回の公募は、ロゴの活用を通じて東京ブランドを広くPRするため、ロゴを効果的かつ魅力的に活用した商品のご提案をいただくものです。選考を経て採用された商品は、都の監修を受け、東京ブランド推進事業の取組み事例として公式サイト等にてご紹介する他、都のプロモーション等で幅広く発信いたします。

3 募集内容

(1) 応募主体

企業・団体・その他法人等とし、その所在地に関わらず、応募の対象となる商品が東京のPRにつながるものであることが必要です。

(2) 応募条件

以下の全ての条件を満たしていること。

- (ア) 東京ブランドアクションパートナーの登録（以下「事業者登録」という。）を受けること（詳細は本要項4（1）「事業者登録」をご参照ください）。
- (イ) 一次審査（書類審査）を通過された場合に、二次審査（企画審査会）としてのプレゼンテーションに参加が可能であること。

(3) 提案内容

ロゴの利用を前提として、かつ以下の要件を満たした内容としてください。

- (ア) 東京ブランドのコンセプト『伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街。』を体現しており、その普及・浸透に特に効果的と認められる商品であること。
例) 人気のある自社製品にロゴをあしらったコラボ商品等
- (イ) 東京ブランドのクオリティを保持しうること。
- (ウ) 1,000個以上の生産予定であることが望ましいが、提案内容により考慮する。
- (エ) ロゴを効果的に活用していること。

(4) 販売場所

東京都内での販売を必須としてください。

その他、国内での販売も可能です。

(5) 実施期限

平成29年12月31日(日)までに、販売に向けてのサンプル品を完成させてください。サンプル品の完成が困難である場合は、協議の上、販売開始に向けた計画策定を行ってください。実施の完了時期については案件により応相談といたします。

4 応募方法

(1) 事業者登録

応募には、「東京ブランドアクションパートナー登録申請書」による事業者登録が必要です。事業者登録については、別紙1「東京ブランド「ロゴ」の利用に関する要綱」、別紙2「東京ブランド「ロゴ」利用ガイドライン」(以下「利用ガイドライン等」という。)を確認の上、登録申請を行ってください。登録申請から結果通知までは7~10営業日をいただいておりますので、早めの申請をお願いします。

※事業者登録の申請書送付先は、本応募書類の提出先と異なります。詳細は利用ガイドライン等をご参照ください。

(2) 提出書類

下記に示す様式に必要事項を記入の上、ご提出ください。様式は東京観光財団のホームページからダウンロードできます。

- (ア) 企画提案書(様式第1号)
- (イ) 企画説明書(様式第2号)

- (ウ) 組織・体制図（任意書式）
 - (エ) スケジュール（任意書式）
 - (オ) 写真、図面、又は出来上がりのイメージがわかるもの（任意書式）。
- ※書類のタイトルは、「平成29年度&TOKYO 共同企画商品開発資料」としてください。

(3) 提出先

各提出書類10部及び電子媒体（CD-R）一式を、下記まで郵送してください。

公益財団法人東京観光財団 総務部観光情報課

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

※提出物の封筒に「平成29年度&TOKYO 共同企画商品開発資料」と朱書してください。

提出物の宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛てとしてください。

(4) 書類受付期間

平成29年5月29日（月）～6月9日（金） 当日必着

提出期限を過ぎたものについては、書類を受付けませんのでご了承ください。

5 応募書類の作成におけるロゴ利用について

応募書類作成におけるロゴデータは、別添の画像をご使用ください。本ロゴデータは、応募書類作成以外の目的では使用しないでください。

また、利用に際しては、利用ガイドライン等の内容を遵守してください。

6 審査の実施方法・実施日時等

以下のとおり審査を実施し、採用を決定します。

(1) 一次審査（書類審査）

書類審査の結果は、応募者全員に6月23日（金）までにメールにて通知いたします。審査通過者には、併せて二次審査の詳細をお知らせします。

(2) 二次審査（企画審査会）

(ア) 実施日

平成29年6月28日（水）又は29日（木）に実施予定です。

日程が決まり次第、個別に連絡いたします。

(イ) 実施場所

公益財団法人東京観光財団 5階会議室

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階

(ウ) 各社の開始時刻

日程調整後、個別に連絡いたします。

なお、各社とも開始時刻の10分前には指定の場所で待機してください。

(エ) 応募者による企画提案の要点説明

15分以内とさせていただきます。

※事前に提出した書類に基づき、プレゼンテーションを行ってください。

※当日、選考委員に対して事前提出書類以外の資料を配布することを禁止します。

※プレゼンテーションは、必ず所定の時間内で行ってください。時間を超過した場合、説明の途中でであっても打ち切ります。

(オ) 質疑応答 15分間程度といたします。

(カ) 参加可能人数 各社5名以内といたします。

7 選考方法

選考委員会においては、公益財団法人東京観光財団が別途定める「平成29年度& TOKYO 共同企画商品開発選考委員会実施要綱」の選考方法及び基準に基づき選考を行います。

(1) 選考基準

以下の評価項目に基づき採点の結果、得点の高い上位3商品を選考するものといたします。

(ア) 東京ブランドへの理解

・東京ブランドのコンセプトを理解し、コンセプトに沿った提案となっているか。

(イ) 品質・デザイン性

・東京ブランドのクオリティを保持する品質及びデザインとなっているか。

(ウ) 波及効果

・東京ブランドの普及・浸透に効果的と認められる規模感や波及効果が示されているか。

(エ) 実現可能性

・提案内容を実施するために必要な準備等に着手し、実現が可能な見込みが示されているか。

(オ) 全体

・提案内容を円滑に遂行するためのスケジュールと体制が示されているか。

(カ) その他

・特筆すべき事項があるか。

(2) 選考数

3 商品を上限として選考いたします。

(3) 結果通知

平成29年7月4日（火）

選考の結果は、全ての企画審査会参加者に対しメール又は郵送でお知らせいたします。

8 企画商品開発の実施におけるロゴの利用について

選考された企画商品開発の実施におけるロゴの利用に際しては、改めて「東京ブランド「ロゴ」利用許諾申請」による利用許諾が必要です。

公式サイトから利用ガイドライン等を確認の上、登録申請を行ってください。登録申請～許諾通知までは7～10営業日をいただいております。

9 その他

- (1) 応募に係る費用については、全て応募者の負担といたします。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却いたしません。
- (3) 企画提案書作成に当たっては、公序良俗に反しない、また、第三者の権利を侵害しない内容としてください。
- (4) その他ガイドライン等に定める事項を遵守してください。
- (5) 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合があります。

10 本件の問合せ先

公益財団法人東京観光財団 総務部 観光情報課

担当：赤村・加納・浜地

〒1629001 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

電話：03-5579-2681

メール：kano@tcvb.or.jp / akamura@tcvb.or.jp